

第 5 章

韓米 FTA

—本格的 FTA へのチャレンジ—⁽¹⁾



韓米 FTA 交渉前、韓国が手がけていた FTA の相手先はいずれも韓国の主要貿易相手とは言い難く、一般国民の関心を引くことも多くはなかった。ASEAN は貿易規模も大きく、域内所得も韓国に肩を並べるほどの大きさであるが、これとても途上国を主体とする複数の国の集合体であって、個々の加盟国の重要性は韓国の主要貿易相手である日本、アメリカ、中国とは比較にならない。やや目立った動きといえば、韓チリ FTA 締結後に一部農民らが主導した批准阻止に向けての動きが挙げられる程度だろう。

しかし、韓米 FTA は韓国が主要貿易国の一角を占めるアメリカを相手にした本格的 FTA であることから、韓国の貿易に占める FTA 適用部分は大きく増え、韓国の対外経済政策の中での FTA の重みはさらに増すことになる。この意味で韓米 FTA はそれまでの FTA とは違った画期的な意味を持つものと評価されよう。

だが、韓米 FTA をめぐっては韓国の国論を二分する激しい議論が繰り広げられた。2006 年 2 月 3 日の正式交渉開始宣言以来、賛成・反対それぞれの立場の論者が出版合戦を繰り広げ、マスコミも交渉の進捗状況や賛否両派の立場や動きを逐一報道した。交渉は紆余曲折の末 2007 年 4 月 2 日に妥結した。韓米両国にとって大きな外交的挑戦であった韓米 FTA 交渉妥結は両国首脳のリダーシップによるところが大きい。両国の政体とともに大統領制でトップダウンによる迅速な政策実行が可能であったこと

のほか、両国大統領がともに政権末期にあって、FTA 交渉妥結の実績を欲していたことなど、首脳間に交渉妥結を望む政治的なコンセンサスが存在していたことも幸いしたと思われる。

韓米 FTA はまた、両国の各方面における緊密な関係を反映して韓国の国内政治状況、国家安全保障、南北朝鮮関係など、韓国の国の根幹にかかわる政治・外交的な諸事項にも大きな影響を及ぼす。このため韓米 FTA の行方に対する国民的な関心は非常に高く、今後もその経済・外交的な影響について高い関心もたれるものとみられる。

以下では韓米 FTA の意義、経過、交渉体制、補償、争点と交渉結果、予想される影響、各界の反応について、順次みていくことにしよう。

第 1 節 韓米 FTA の意義

まず経済的な意義から見てみよう。第一に、アメリカは韓国の主要貿易相手であり、かつ世界最大の市場をもつ相手との FTA で、相当の対米貿易増加を見込む点である。韓国の 2008 年における対米貿易総額は 847 億 4193 万ドル、うち輸出は 463 億 7661 万ドル、輸入は 383 億 6478 万ドルで、それぞれ第 2 位、第 3 位、第 3 位の相手先（EU などの巨大経済圏を考慮すれば、それぞれ第 4 位、第 6 位、第 6 位）である。2008 年の対米貿易黒字は 80 億 1183 万ドルに達した。アメリカとの FTA が発効した場合、韓国の貿易が FTA によってカバーされる比率は 22.0% に高まる（2008 年基準）。アメリカは韓国の第 2 位の投資先でもあり、2008 年末現在の海外投資残高（実績、現地法人への投資ベース）は 255 億ドルに達する。また、アメリカは世界屈指の市場である。2007 年の世界貿易総額（輸入）14 兆 0947 億ドルのうち、アメリカは最大のシェア（14.3%）を占める。ドイツの 7.5%、中国の 6.8%、日本の 4.4% に比してアメリカ市場は格段に大きい。しかし、アメリカ市場での韓国のシェアは長期低落傾向にある。2000 年のアメリカ市場シェアは第 8 位の 3.3% だったが、メキシコ、カナダ、中国にシェアを侵食され、2008 年のシェアは第 9 位、2.2% にまで落ちた。

アメリカとのFTAによってシェアの縮小に歯止めをかけるのが韓国側の狙いである（韓米FTA締結支援委員会[2006]）。

第二はFTAのもつ「後光効果」である。韓米FTAに関しては、交渉開始以後にオーストラリア、EUなど多数の国・地域からのFTA締結打診があった。韓米FTA妥結以後もいくつかの肯定的効果もたらされた。2007年5月、日本の格付投資情報センター（R & I）は韓米FTA締結を評価して韓国の信用格付け見通しを「A +, 安定的」から「A +, 肯定的」に上方修正した（『連合ニュース』2007年5月23日付）。また国際的格付け機関であるムーディーズも同年7月3日に2002年から5年間「A3」に据え置かれてきた対韓格付けを引き上げる準備を始め、7月25日に等級を「A2」に引き上げた。

第三には生産性の向上と消費者利益の増進が挙げられる。韓米FTAによって韓国の農水畜産業やサービス業など、これまで関税・非関税障壁によって保護され、国際的にみても遅れを取っている部門での効率性向上と価格下落による消費者利益の増進が目指された。

経済外的な意義としては、第一に韓米同盟の強化が挙げられる。いまだ北朝鮮と対峙する韓国にとって、アメリカとの軍事的な同盟関係は安全保障上の死活的問題である。しかし、アメリカとの距離を置くことをアピールして当選した盧武鉉政権が出帆して以後、軍事的関係を含めて対米関係では不協和音が続いた。2006年における戦時作戦統制権返還を巡る議論の中で、アメリカは統制権を2009年までの早期に返上する意向を示し、韓米軍事同盟関係の弱体化は覆い隠しようのない状況となっていた⁽²⁾。韓米FTAが締結されれば、韓米両国は軍事だけでなく経済の上でも同盟関係に入ることになり、同盟関係の弱体化を防ぐのに役立つと考えられる。

第二には中国との距離を保つ上での利用価値である。近隣の日中両国がアメリカとのFTA締結に向けての表立った動きをみせていないことから、これら諸国に先んじて対米FTAをまとめることで、アメリカの対東アジア関係において相対的優位に立ちうること、さらには韓国経済の過度の対中傾斜を是正して米中の中での適正な距離を保つことに韓米FTAは役立つと期待される。

第三に、アメリカという重要な相手との FTA 交渉をまとめたことによる交渉技術の蓄積と、その後の FTA における優位である。韓米 FTA 交渉の交渉期間は実質 10 カ月弱しかなかった。限られた時間の中で困難な交渉を妥結に導いたことは評価に値する。このことは韓国が掲げる「同時多発的な FTA 推進」の実現に交渉技術の面から大きく寄与することは間違いないだろう。

第 2 節 交渉の経過

1. FTA ロードマップ以前の動き

韓米 FTA は、韓国が FTA を対外経済政策に取り入れたアジア通貨危機以後に初めて登場したものではなく、その淵源は 1980 年代後半までさかのぼる。当時の円高（三低）に伴う韓国の競争条件有利化に助けられて韓米貿易における韓国の黒字が急増し、繊維、履物などの物品貿易や知的財産権、保険など広範囲な分野において両国間の通商・経済摩擦が頻発していた。こうした状況を一挙に打開する奇策として当時のレーガン米政権から韓米間 FTA の打診があったという（Choi and Schott[2001: 2]）。関連する研究成果も多数出たが、実際の政策としては結実しなかった。その後 NAFTA への韓国の追加加入を通じた利得追求に関心がもたれたこともあったが、アジア通貨危機後に韓国が FTA を本格的に推進し始めた 2000 年以後、再び韓米 FTA に対する研究への関心が高まった。例えば、政府系研究機関の対外経済政策研究院（KIEP）は 2001 年 12 月「韓米 FTA の主要イシューと政策示唆点」と題するセミナーを韓国貿易協会と全国経済人連合会（全経連）との共催で開催しており（鄭仁教[2002]）、外交通商部でも 2003 年 FTA ロードマップ策定の前準備として韓米 FTA に関する研究を行った形跡がある⁽³⁾。

2. 「水面上」への浮上と「4大前提条件」

韓米FTAがいわば水面下ともいうべき準備段階から「水面上」に浮上したのは2003年8月のFTAロードマップ策定の時であった。この後現在に至るまでの交渉経過は表1のとおりである。この際、巨大経済圏とのFTA推進の一環として韓米FTAは中長期的な交渉対象に選ばれた。しかし、この段階では国内農業への影響が大きい韓米FTAの実現可能性はそれほど高いものとは思われておらず、短期交渉対象への格上げも行われなかった。

表1 韓米FTA交渉日誌

2003.8	“FTA推進ロードマップ”作成 —中長期的課題としてアメリカなど巨大経済圏とのFTA推進を上程
2004.5	米通商代表部次席代表、韓米FTA締結に対する関心表明 —以後、在韓米大使など関係者が数回にわたって関心表明
2004.11	韓米通商長官会談（チリ、APEC会議）で、FTA推進可能性点検のための事前実務会議開催に合意
2005.2.3	韓米FTA事前実務点検会議第1次会議開催（ソウル） —FTA推進手続きおよび経済的妥当性を論議
2005.3.28-29	韓米FTA事前実務点検会議第2次会議開催（ワシントン） —商品分野市場アクセス、農業、繊維、原産地規定、知的財産権、政府調達、貿易救済などFTA協定文の分野別主要内容および政策関連を論議
2005.4.28-29	韓米FTA事前実務点検会議第3次会議開催（ワシントン） —サービス、金融サービス、投資、通信、電子商取引、労働、環境、競争、透明性などFTA協定文の分野別主要内容を論議
以後6回の通商長官会談開催を通じて韓米FTA開始の可能性を模索	
2005.5.2	韓米通商長官会談（パリ、OECD閣僚理事会）
2005.6.3	韓米通商長官会談（済州、APEC会議）
2005.9.20	韓米通商長官会談（ワシントン）
2005.10.11	韓米通商長官会談（ジュネーブ）
2005.11.16	韓米通商長官会談（釜山、APEC会議）
2006.1.31	韓国通商本部長—ポートマン米通商代表面談（ワシントン）
2005年7月および9月、通商交渉本部長が訪米、主要上下院議員、政府関係者、業界関係者、オピニオンリーダーたちに対する説得作業を行う	
2005.7.24-28	韓国通商本部長訪米、主要上下院議員および業界に対する説得
2005.9.19-21	韓国通商本部長訪米、主要政府関係者と面談
2005年9月 米政府、韓国など4カ国をFTA優先交渉対象国に選定	

政府内部会議、外部専門家への諮問、アンケート調査などを通じた検討 専門家研究：政府委託研究のほか、10 余回にわたる国内専門家研究およびセミナー、 公聴会を行う アンケート調査：韓米 FTA についての世論調査の結果、回答対象の大部分が賛成 (カッコは賛成割合) 2004 年 11 月全経連 (87%)、12 月貿易協会 (75%) および韓国ギャラップ (80%)、 2006 年 2 月中小企業連合中央会 (80%)	
2006.2.2	韓米 FTA 第 1 回公聴会開催 対外経済長官会議の報告および決定
2006.2.3	韓米 FTA 交渉開始を発表 (ワシントン米上院議事堂) ー韓国通商本部長ー米通商代表共同記者会見
2006.3.6	韓米 FTA 第 1 次非公式事前準備協議開催
2006.4.17-18	韓米 FTA 第 2 次非公式事前準備協議開催
2006.6.5-9	韓米 FTA 第 1 次公式交渉開催 (ワシントン)
2006.6.27	韓米 FTA 第 2 回公聴会開催
2006.7.10-14	韓米 FTA 第 2 次公式交渉開催 (ソウル)
2006.9.6-9	韓米 FTA 第 3 次公式交渉開催 (シアトル)
2006.10.23-27	韓米 FTA 第 4 次公式交渉開催 (済州)
2006.12.4-8	韓米 FTA 第 5 次公式交渉開催 (モンタナ)
2007.1.15-19	韓米 FTA 第 6 次公式交渉開催 (ソウル)
2007.02.11-14	韓米 FTA 第 7 次公式交渉開催 (ワシントン)
2007.2.26	韓米通商代表会談
2007.03.08-12	韓米 FTA 第 8 次公式交渉開催 (ソウル)
2007.03.19-22	韓米 FTA 高位級交渉開催 (ワシントン)
2007.03.26-04.02	韓米 FTA 通商長官会議開催 (ソウル)
2007.03.29	盧武鉉大統領、ブッシュ米大統領と電話会談
2007.04.02	韓米 FTA 交渉妥結
2007.06.21-26	米新通商政策と関連した追加協議
2007.06.30	署名
2007.09.07	批准案を国会提出 (2008 年 5 月、第 17 代国会での審議未了により廃案)
2008.10.08	批准案を国会に再度提出
2009.4.22	批准案、国会外交通商統一委員会を通過

(出所) 外交通商部自由貿易協定ホームページ (http://www.fta.go.kr/user/fta_korea/kor_usa.asp?country_idx=19, 2009 年 6 月 1 日アクセス) を各種報道で筆者が補完。

だが、韓米 FTA の交渉開始にむけての米側による地ならしは着々と進んでいた。2004 年 5 月にシャイナー米通商副代表が韓米 FTA への関心を表明し、その後もヒルアメリカ大使など米側要人による関心表明があった。のちに「4 大前提条件」と呼ばれる自動車、薬価算定方式、牛肉、映画の 4 部門におけるアメリカの対韓要求や韓国農業の開放要求は当時既に韓米間通商摩擦の一部として存在していたが、アメリカ側はこれら諸懸案の解決が FTA 交渉開始の条件となることを明言していた。このため、韓米 FTA

推進に乗り出すとなると、韓国はアメリカの長年の要求へ対応せざるを得なくなるうえ、アメリカの反ダンピング措置の改善要求もしていかなければならなかった。それまでの度重なる韓米交渉および国内対策を経てもなかなか解決されなかった諸難題の一括整理をも意味する韓米FTAに対して、韓国は当初慎重な姿勢であった。

それでも、その後の動きにみるように韓国はアメリカとのFTA推進の道を選択した。外交通商部の自由貿易協定ウェブサイトで公表されている交渉日誌⁽⁴⁾と韓国国内での新聞報道を総合すると、韓国側の慎重姿勢が変化したのは2005年夏から秋にかけてとみられる。2005年2月から4月にかけての3回にわたる韓米FTA事前実務点検会議が終了したあと、金鉉宗通商交渉本部長が7月と9月の2回訪米し、上下院議員と業界への説得、そして政府関係者の面談を行ったことが外交通商部の交渉日誌には記されている。9月の訪米ではFTA交渉開始を韓国側に迫るアメリカ側の積極姿勢が目立った。この際の通商長官会談の面談相手であるポートマン米通商代表は映画のスクリーンクォータ縮小や牛肉輸入再開などの懸案解決が韓米FTA交渉開始のためには重要であることを再度強調し、アメリカが新たにFTA交渉を開始する候補25カ国から韓国など4カ国が選抜され一層の精査を行うことも表明した(『朝鮮日報』2005年9月21日付)。また、同時期に出された韓米財界会議の報告書はスクリーンクォータ縮小や自動車、医薬品などの懸案解決がなされないとアメリカ業界から韓米FTA交渉開始に対する支持を受けられないことを強調した(『朝鮮日報』2005年9月21日付)。加えて、米行政府に与えられ大統領貿易促進権限(TPA)⁽⁵⁾は2007年7月で失効することになっていた。韓国は決断を迫られていた。

この後、韓国内で韓米FTA締結に向けた動きが出てくる。2005年秋、青瓦台(韓国大統領府)では韓米FTAの交渉開始の是非をめぐって相当議論があったもようである⁽⁶⁾。しかし、結局は金鉉宗通商交渉本部長による韓米FTA交渉開始の建議を韓米同盟関係強化の観点から盧武鉉大統領が受け入れ、その旨を10月ごろブッシュ米大統領に電話で伝達したもようである(『毎日経済新聞』2006年2月6日付)。盧武鉉大統領としては韓米FTA交渉の開始を同年11月に予定されていた韓米首脳会議(慶州)

で大々的に発表する腹積もりでもあったようだが、米側は韓国側の真意を確かめるため最小限の誠意、つまり懸案事項への取り組みをみせるように要求した（『毎日経済新聞』2006年2月6日付）。

韓国政府はFTA交渉開始のための4大前提条件の充足に向けいち早く行動した。2005年10月20日にはアメリカでの牛海綿状脳症（BSE）発生のため停止されていたアメリカ産牛肉輸入の再開を決定、10月30日には薬価制度と関連して価格切り下げを伴う制度改革の作業を中断することとした。また、11月6日には自動車排ガス規制強化の2年間猶予、2006年1月26日には映画のスクリーンクォータ（韓国映画の義務上映）を4割から2割へ縮小することを決めた⁽⁷⁾。表2は4大前提条件を簡略にまとめたものである。

表2 韓米FTA交渉開始の「4大前提条件」

項目		摘要
牛肉	2003年12月24日	韓国政府、アメリカでのBSE（牛海綿状脳症）発生を受け、アメリカ産牛肉の輸入を事実上停止
	2005年10月20日	韓国政府、アメリカ産牛肉輸入再開の方針を決める
	2006年1月13日	骨を全て除去した、生後30カ月以下のアメリカ産牛肉の輸入再開で韓米が合意
	2006年9月9日	上記条件に適合するアメリカ産牛肉輸入を再開
スクリーンクォータ	2006年1月26日	スクリーンクォータを年間146日（4割）から73日（2割）に削減する方針を決定
	2006年7月1日	スクリーンクォータ削減を実施
薬価	2005年10月30日	薬剤費改革の作業を中断
	2006年5月3日	福祉部、健康保険薬剤費適正化方案を発表
	2006年7月下旬	薬剤費適正化方案に関する立法予告
	2006年12月27日	「国民健康保険療養給与の基準に関する規則および新医療技術等の決定・調整基準」の改正・施行（薬剤費適正化方案の施行）
自動車	2005年11月4日	2006年1月施行予定の新排ガス基準適用を2年間猶予

（出所）新聞報道より筆者作成。

3. 本交渉：後手に回った対国内説明、反対運動の消長、そして懸案での対立

こうして韓米FTAの正式交渉に向けての障害は取り除かれ、2006年2

月3日に交渉開始が宣言された。だが、交渉は不安定な支持・反対構造のもとで進められることになった。

ここまでの過程で国内への説明を十分に行わなかった政府の推進ぶりに拙速さ是否めず、反米運動や反グローバリズム運動の系譜を引く反対派の活動はにわかに勢いづいた。盧大統領の側近や支持者らも反対運動に身を投じるため大挙離反していった。一方、賛成派であった財界などは反財閥センチメントを有する盧政権への反発から表立った支持表明を避けた。政府部内でも大統領府や外交通商部の根回しの不足から広報活動が後手に回った。この結果、韓米FTA交渉を推進する盧大統領の周辺には同FTAを支持する者がほとんどいない状況となった。さらに、反対派は3月28日に労働、学生、市民団体など300余りの団体を糾合して韓米FTAに対する反対運動の指令塔となる「韓米FTA阻止汎国民運動本部」（通称「汎国本」）を立ち上げて街頭デモなどを通じた反対運動を矢継ぎ早に繰りだし、内外に対して反対運動の激しさを効果的に印象付けていった。

一方政府は国内世論対策に先んじて特別の交渉体制作りを図った。2006年3月末に外交通商部FTA局と同格で18人体制の韓米FTA企画団を設置し、交渉実務の支援に当たらせることにした。

2006年6月5日には第1回交渉が始まった。交渉は17の分科会に分けて行なわれ、商品貿易については一般商品と農業、繊維を別立てにして議論が行われることになった。第1回交渉の後、交渉は粛々と進展していった。この間、政府は8月に「韓米FTA締結支援委員会」を発足させて遅れの目立っていた国内世論・業界対策を本格化させた。一方、反対運動はいつそう先鋭化し、一般国民の反対派に対する理解は失われていった。11月に反対派も加わって起こした過激なゼネストは一般市民と反対派の間の意識の乖離を決定付けた。

国内における反対の機運が消失していく一方で、交渉は難しい局面に差し掛かっていった。2006年12月の第5回交渉で牛肉、繊維など双方の敏感品目に関する協議が本格化して以降、合意形成のペースが大幅に鈍った。一時は妥結を危ぶむ空気すら流れ、2007年2月14日に終わった第7回交渉に至っても両国の主張の隔たりは埋まらなかった。

4. 交渉最終局面でのトップの決断と妥結・署名

しかし、交渉妥結に向けた両国大統領の意思は固かった。事態を打開すべく2月26日に開かれた韓米通商代表会談では残存する争点について大詰めの調整作業が行なわれ、交渉妥結への道が開かれた。この段階で残存していた争点は貿易救済措置（アンチダンピング・セーフガードなど）、自動車、医薬品、繊維、農産物、金融分野の一時的なセーフガード、知的財産権、開城工業団地の原産地特例認定問題などで、双方は最終的な要求と譲歩の可能性などをかなり詳細にわたって打診し合ったもようである（『連合ニュース』2007年2月27日付）。3月8日から12日まで行われた第8回交渉では、自動車、農業など敏感な争点を除いて大方決着が付き、交渉妥結への期待感はさらに高まった。

交渉の最終的な行方は、3月26日からの通商長官交渉での高度の政治判断に委ねられた。通商長官交渉の傍ら、3月29日には盧武鉉大統領がアメリカのブッシュ大統領との電話会談を行なって韓米FTAにおける自動車、農業などの争点について話し合った。上述の通り、アメリカ政府に与えられたTPAは7月1日に期限切れを迎えることになっていたが、アメリカ議会への報告に必要な期間90日を見込むと韓米FTAの事実上の交渉期限は3月末までとされていた。しかし、当初の期限までに通商長官交渉は決着せず、急遽2日間交渉が延長された⁽⁸⁾。そして、ついに4月2日に10カ月にわたる交渉は妥結をみた。商品貿易の譲許内容は表3に示

表3 韓米FTAにおける両国の商品貿易譲許総括

譲許類型	韓国			アメリカ				
	品目数			主要品目	品目数			主要品目
	一般商品	農産物	繊維		一般商品	農産物	繊維	
即時撤廃	7,281	578,*9	1,265	乗用車(8), キシレン(5), 通信用光ケーブル(8), 航空機エンジン(3), エアバッグ(8), 電子計測器(8), バックミラー(8), デジタルプロジェクションテレビ(8), デニムほか	6,176	1,065	1,387	3000cc以下乗用車(2.5), LCDモニタ(5), ビデオカメラ(2.1), 貴金属装飾品(5.5) ポリスチレン(6.5), カラーTV(5), その他履物(8.5), 電球(2.6), 電気アンブ(4.9), セーター, 靴下ほか
2年		6		アボガド, レモン		10		スモモほか

譲許類型	韓国			アメリカ				
	品目数			主要品目	品目数			主要品目
	一般商品	農産物	繊維		一般商品	農産物	繊維	
3年	719	33	7	尿素 (6.5), シリコンオイル (6.5), ポリウレタン (6.5), 歯磨き粉 (8), 香水 (8), ガラス繊維ほか	360			DTV (5), 3000cc超乗用車 (2.5), カラーテレビ (5), ゴルフ用品 (4.9), シャンデリア (3.9), ほか
5年	168	317, *2	24	トルエン (5), ゴルフクラブ (8), かみそり (8), 殺菌剤 (6.5), ロブスター (20), ポリアミド強力糸ほか	196	401	149	タイヤ (4), 皮革衣類 (6), ポリエステル (6.5), スピーカー (4.9), 男子綿シャツほか
6年		2		コーン油, 脱殻クルミ		1		脱殻クルミ
2014年初まで		21		豚肉				
7年		41		ピール, 加工用トウモロコシほか		91		タバコ, 大豆油
9年		1		イチゴ				
10年	301	332		基礎化粧品 (8), フェノール (5.5), ボールペアリング (13), コンタクトレンズ (8), 建築用木製品 (8), タコ (20) ほか	333	154	62	電子レンジ (2), 洗濯機 (1.4), ポリエステル樹脂 (6.5), 模造装身具 (11), ペアリング (9), 繊維乾燥機 (3.4), 貨物自動車 (2.5), 化粧繊維物の一部ほか
10年非線形	24			アンコウ (10), エイ (10), イカ (24), サンマ (36), 合板 (12) ほか	12			マグロ缶詰 (6~35), セラミックタイル (8.5/10), 鉄鋼 (4.3~6.2)
10年関税割当		11, *1		バター, 乳児用粉乳ほか		26		酪農品
12年		34		乳牛, スイカ, 冷凍鶏肉ほか				
12年非線形	1			サバ (10)	17			特殊履物 (20~55.3)
12年関税割当	2	6		ニベ (6.3), その他のヒラメ (10) ほか				
15年		98, *2		肉牛, 牛肉, トウガラシ, ニンニク, ミカン, 松の実, ゴマ油ほか		65		うるち米, 牛肉, チーズ
15年関税割当	1	10		タラ (30), チーズ, 大麦, コーンスターチほか				
現行維持+関税割当		15		オレンジ (出荷期), 食用大豆, 食用ジャガイモ, 天然ハチミツほか				
その他		10, *3		ブドウ, チップ用ジャガイモ, 高麗ニンジン, 富士リンゴ, 東洋ナン, 砂糖				
除外		16		コメ				
総計	8,434	1531, *17	1,296		7,094	1,813	1,598	

(注) カッコ内は現行税率を表し, *は税番分離の数を表す。譲許類型の「その他」は, 16年, 18年, 20年, 18年関税割当, 15年季節関税, 17年季節関税。

(出所) 関係部署合同[2007]をもとに筆者作成。

したとおりである。

交渉妥結は国内各方面から歓迎された。一時は 10% 台前半にまで落ち込んだ盧政権への支持率は韓米 FTA 妥結と同時に一気に 10 ポイント以上上昇し、32.5% となった。政権末期としては異例の支持率の伸びである。2007 年 5 月 10 日にアメリカ議会とアメリカ政府が労働者保護および環境保護などと FTA をリンクさせる新通商政策に合意したことに伴い、4 月に妥結した韓米 FTA についてもアメリカ政府が追加協議を提案してきた。韓国は、追加協議は妥結済みの条項を明確化する程度の軽微なものだと判断してこれを受け入れ、6 月 30 日に署名した。

5. 難航する韓国での批准

この後、韓米 FTA の焦点は両国議会での批准に移った。韓国においては 2007 年 9 月 7 日に批准案が国会に提出された。同案は 2008 年 2 月 13 日に国会内での最初の関門である統一外交通商委員会に上程されたが、同委員会は 2 月と 5 月にそれぞれ公聴会と聴聞会を開いたのみで実質的審議は進まなかった（企画財政部 FTA 国内対策本部[2008]）。その間、4 月 18 日に韓米牛肉交渉が電撃的に妥結した。これは、アメリカでの韓米 FTA 批准を促進しようとする韓国側の譲歩によるものであった。合意内容は、月齢の拡大や危険部位を含む部位の拡大を認めた上で韓国へのアメリカ産骨付き牛肉輸入を再開することであった。しかし、これはまもなく「牛肉デモ」と総称される韓国内での激しい抗議活動を引き起こすこととなり、韓国国会での審議はほとんどストップした。第 17 代国会の任期満了が近づく 2008 年 5 月 21 日から 22 日にかけて経済 4 団体の代表者が林采正国会議長、姜在渉ハンナラ党代表など政界代表者と面談し、韓米 FTA の早期批准に向けた超党派の協力を促した（『朝鮮日報』2008 年 5 月 22 日付）。しかし、国会は批准案を処理せず、廃案となってしまった。

批准案はリーマン・ショック後の韓国通貨危機説が飛び交う最中の 10 月 8 日に国会に再提出された。10 月 30 日に韓米通貨スワップ枠の 300 億ドルへの増額が発表されたことで市場での投機的動きが鎮静化し、通貨危

機説も下火となった⁽⁹⁾。しかし、その直後から韓国は世界同時不況のあおりで実体経済の収縮に直面するようになった。こうした状況のもと、政府と第18代国会の与党ハンナラ党は、韓米FTAの早期批准、発効を輸出増加の観点から模索するようになった。10月31日、同党の任太熙政策委員会議長は、「韓米FTAの早期批准推進は、韓国の輸出市場が先細りしないようにする先制的な対応」と語っている。

12月18日に批准案は統一外交通商委員会に上程されたが、与党ハンナラ党は「先批准、後対策」の方針の下、批准案を強行上程した。韓国がアメリカに先立って批准することで、自動車産業の苦境のため韓米FTAへの批准に後ろ向きなアメリカ議会に圧力をかけようという論法である。一方、野党の民主党などは国内対策を優先する「先対策、後批准」の方針を堅持している。韓米FTAに絶対反対ということではないが、批准は国内対策を万全に行うことが条件、との立場である⁽¹⁰⁾。韓米FTAの交渉当時には同FTAに対する政党間での見解差はそれほど明確ではなく、個々の議員の選出母体（選挙区が農村であるかどうか）による差がみられた程度であった。しかし、2008年春の政権交代と総選挙を経て韓米FTAに対する政党間の見解差が次第に明確となり、2008年10月以降の景気後退の中で与党ハンナラ党が韓米FTAを景気浮揚の観点から活用する意向を打ち出してからは与野党間の見解差がさらに鮮明化している。2009年6月1日現在、批准案は統一外交通商委員会を通過し、本会議での審議を待っている。

6. アメリカにくすぶる再交渉論：牛肉と自動車

アメリカでは、ブッシュ政権が一貫して韓米FTAの批准を目指したのに対して、一部では2007年4月の妥結当初から再交渉論がくすぶり続けていた。米議会で特に不満が強かったのは牛肉と自動車についてであった。この二つの難問のうち、韓国が最初の着手したのが牛肉輸入であった。上でも触れたとおり、2008年4月の輸入再開合意は韓国で激しい民衆デモを引き起こしたが、6月には牛肉輸入再開に関する追加交渉が行われて事

態は収束方向に向かい、二つの問題のうちの一つは解決した。残る難問が自動車である。アメリカ側は韓国へのアメリカ自動車輸出が極端に少ないことについて、韓国市場の閉鎖性が問題であるとの認識であり、非関税障壁撤廃にさらに努力する必要があるとの立場である。特に、UAW（全米自動車労働組合）と労働者寄りの民主党、そして米下院のレビン貿易小委員会委員長（民主党）らミシガン州選出の上院・下院議員らは、韓米FTAに強く反対している。また、2009年1月20日に就任したオバマ米大統領は、米自動車産業の雇用に大きな影響を与える韓米FTAに批判的であったことが知られている。当選前の2008年5月23日、オバマ氏はブッシュ大統領に書簡を送り、韓米FTAの自動車貿易に関する条項が不公正で韓国にとって有利になっているとして、締結反対の姿勢を表明している。その後、米自動車業界はサブプライム問題後の世界同時不況によって深刻な売上不振の直撃を受け、11月にはビッグスリーが連邦政府に資金援助を求めるなど、苦境に立たされている。アメリカ自動車産業の極端な不振が長期化する展望で、アメリカでの批准は韓国以上に見通しが立ちにくいのが現状である。

第3節 争点と妥結内容

1. 二つの主要争点

まず、主要争点における経緯と妥結内容をやや詳しくみていくことにする。ここでは韓米FTA交渉に特有であったと思われる二つのケースを取り上げてみよう。第一が自動車であり、第二が牛肉である。自動車はアメリカが守勢に回ったケースであり、牛肉は韓国が守勢に回ったケースであるが、共通しているのは関税引き下げだけでなく、広い意味での関連制度改善と解釈される税制改編や検疫、健康保険・薬価制度なども絡めた包括的な議論が繰り広げられたことである。

(1) 自動車

① 価格競争力を武器に大幅な対米出超

韓米間の自動車貿易においては、韓国側の大幅出超が続いている。2007年の対米自動車輸出台数は66万8000台に上るが、対米輸入は8172台にすぎない（『朝鮮日報』2008年6月13日付）。金額面でみても対米自動車貿易は韓国側の大幅な出超が続いている。2005年の対米黒字は実に99億ドルにのぼり、自動車は名実共に対米黒字の稼ぎ頭となっている。

現在、韓国からアメリカへ自動車輸出においては、乗用車に2.5%の関税が、ピックアップトラックを含む貨物車には25%の高関税が賦課される。アメリカ市場では韓国車のブランド・技術競争力は日米欧に及ばず、価格競争力を武器にシェア拡大に挑んできた。アメリカ自動車市場の関係者を驚かす最近のひとつの出来事も韓国車の価格競争力に起因するものであった。韓国は現下のし烈を極めるアメリカ市場の状況のもとでも売り上げを伸ばしているのである。

2009年1月のアメリカ市場での韓国車販売実績は前年同月比で現代が14.3%増、起亜が3.5%増であった。サブプライム問題の震源地であるアメリカの自動車市場がかつてない厳しい状況におかれている中、世界のトップ10メーカーの中で現代のみが実績を伸ばしているのは、自動車を購入した後で購入者が失業した場合は購入した車を無料で返品できるという新車のマーケティングが効果を発揮したほか、ウォン安で価格競争力が付いたことが大きい（『朝鮮日報』2009年2月5日付）。このように価格競争力が売り物の韓国の自動車にとって、FTAに伴うアメリカの関税撤廃で生じる追加的な価格引下げ要因はかなり魅力的である。一方、外国車が浸透していない韓国市場は米国メーカーの目には有望市場と映ったが、反面それは市場の閉鎖性をも意味していた。アメリカから韓国への自動車輸出に当たっては、乗用車8%、貨物車10%の関税が賦課されている。

② 韓米FTAで自動車対米輸出はさらに増加

韓国メーカーは自己の対米輸出をさらに伸ばす要因となる韓米FTAを歓迎する立場である。2006年12月21日には韓国自動車工業協会と韓国

自動車工業協同組合が連名で「韓米 FTA の成功裡な妥結を求める決議書」を發した。韓米 FTA 妥結後も自動車業界の支持は続いた。FTA 妥結当日、自動車工業協会は「韓米 FTA 交渉妥結に伴う支持声明書」を發表した。FTA 批准の遅延で逸失利益の増大が懸念されるなか、2008 年 11 月 27 日には、同協会は政府関係部署に建議書「自動車産業活性化方案」を提出した。その中で同協会は韓米 FTA 批准遅延に伴う補完策を求めている。

韓国自動車業界は自国の自動車輸入関税撤廃についても一応肯定的に評価している。2006 年 12 月の決議書では韓国の自動車関税撤廃が、韓米自動車摩擦の解消に役立つことが説明されている。ただひとつ、韓国メーカーが恐れるのはアメリカを通じた第三国車の流入、なかでも日本車の流入である。2006 年 2 月から 5 月にかけて韓国政府の韓米 FTA 企画団が行なった各界からの意見集約で、自動車工業協会は、日・欧車の迂回輸入を防ぐための高水準の原産地基準の策定を韓国政府に求めた。6 月 27 日の韓米 FTA 第 2 回公聴会のために事前配布された各業界の要望の中でも、自動車業界は日本車などの迂回輸入防止のための厳格な原産地基準策定を再度政府に要望した。

③米国車メーカーの攻勢：韓国の制度改正への圧力

一方の米国車メーカーも FTA という絶好の機会を捉えた韓国市場攻略に乗り出した。この目的のため、米国車メーカーはアメリカ政府への働きかけを強めた。2006 年 11 月 14 日、アメリカ自動車メーカーのビッグ・スリー（GM、フォード、クライスラー）の CEO（最高経営経営者）がホワイトハウスでブッシュ大統領およびチェイニー副大統領と面談した。その席上、アメリカ自動車メーカーの CEO たちは自身の苦境を訴える中で韓国市場の閉鎖性に言及した（『朝鮮日報』2006 年 11 月 16 日付）。韓国自動車市場開放のための米国メーカーの具体的要求は、FTA に伴う韓国の輸入関税完全撤廃のほか、排気量が課税基準となっている韓国の自動車税の税制を価格基準に改めさせることなどであった。これは大型車に強く、価格が日欧よりも相対的に安い米国車の特性を勘案した要求であった。

自動車は交渉開始前における前提条件の一つであった。韓国の2006年排ガス規制適用を米国車には2年猶予することが交渉前に決まったが、交渉開始後も自動車に関するアメリカの要求は続いた。交渉におけるアメリカ側の強い姿勢は米国車メーカーの立場をそのまま反映するものであった。関税の引き下げよりも注目されたのが税制と関連したアメリカの要求であった。アメリカの要求は韓国の自動車税課税基準の変更だけでなく、特別消費税や自動車購入者に対する地下鉄公債の購入義務付け（自動車利用者に対して公共交通整備への協力を求める趣旨）などの関連制度改善にまで及んだ。韓国側も韓国車メーカーの要望をもとに交渉に臨んだ。韓国側は特にアメリカの乗用車関税（2.5%）の即時撤廃に全力を注いだ。交渉を通じて、自動車の大幅出超を記録し続ける韓国側はアメリカの要求を受容する姿勢を見せてきたが、アメリカは交渉最終盤の通商長官交渉に入ってから自動車関税撤廃計画開示に応じなかった。

④ 妥結内容：アメリカは自動車関税を撤廃，米国メーカーは反発

それでも、妥結内容をみると韓米両国の主張がかなりの部分取り入れられている（表4）。韓国側が求めてきた乗用車の関税（2.5%）は即時撤廃が実現した。アメリカの敏感品目であり、25%の高関税で守られてきた貨物車についても10年後ではあるが関税撤廃が約束された。アメリカ側の韓国に対する関税引き下げもほぼ要求どおり受容された。親環境車（主動力にガソリンエンジンやディーゼルエンジンを用いない未来技術型のものに限定）を除く自動車全般については韓国の関税が即時撤廃される。また、韓国の税制改編に関しては、自動車税の課税を現行の排気量ベースから価格ベースに変更するというアメリカの目論みは実現しなかったが、大型車における税率引き下げ（1cc当たり220ウォンから200ウォンへ）は実現した。車両購入時の特別消費税についても大型車の税率引き下げが実現した。現行10%の特別消費税率が韓米FTAの発効と同時に8%に引き下げられ、さらに3年後には5%に引き下げられる予定である。一方、韓米がそれぞれ要求しながらも実現しなかった事項としては、韓国の自動車税課税を排気量基準から価格基準へ変更すること（上述）や韓国への日本車な

表 4 韓米 FTA 自動車部門の交渉結果

(1) 関税譲許

区分	即時撤廃	3年以内	5年以内	10年以内
韓国	乗用車、部品など 116品目（8%）	-	-	親環境車（8%）
アメリカ	3000cc以下乗用車、 部品など18品目 （0～2.5%）	3000cc超乗用車など 16品目（0～2.5%）	タイヤ （4%）	貨物車 （ピックアップを含む） （25%）

(注) カッコ内数値は現行関税率。

(出所) サムスン経済研究所[2007]。

(原資料) 外交通商部[2007]。

(2) 韓国での税制改編

車種	軽自動車 (800cc以下)	乗用車		中型車	大型車
		1000ccまで	1600ccまで	2000ccまで	2000cc超
特別消費税	現行	免除	5%		10%
	改編	免除		5%	8% (3年後は5%)
自動車税 (cc当たり)	現行	80ウォン	100ウォン	140ウォン	200ウォン
	改編	80ウォン		140ウォン	200ウォン

(出所および原資料) 本表(1)におなじ。

ど第三国車の迂回輸入防止のための厳格な原産地規則の導入などが挙げられる。

韓米 FTA の発効した際には、韓国の自動車業界の方がより大きな恩恵を受けるという見方が一般的である。韓米 FTA 実施初年の韓国の対米輸出増加額としては 6 億ドルという数値が紹介されている（『毎日経済新聞』2007 年 4 月 3 日付）。米国車の対韓輸出については、韓国国内でのブランドイメージが日欧車に比べてやや劣ることや燃費が良くないことから増勢は限定的との見方が支配的である。韓米 FTA 発効に伴って、アメリカの自動車貿易における赤字が増える公算が大きく、アメリカの自動車業界は韓米 FTA 妥結後も反対を続けている。

上でも述べたとおり、牛肉問題が解決した今、自動車は韓米 FTA のアメリカにおける批准の上での最大懸案である。2008 年秋までは、韓国に

おける非関税障壁の改善などを軸とした「再交渉」, 「追加交渉」もしくは「補完措置」などが批准のための必要条件であるなどに取りざたされていたが、アメリカ自動車業界の不振が極まるなかで、批准自体が難しくなっている。韓米FTAに強く反対するUAWを支持基盤のひとつとする民主党が議会過半数を占めていることなども、批准の展望を暗くしている。

(2) 牛肉

① BSE 発生と対米禁輸

アメリカでのBSE発生に伴い、韓国は2003年12月にアメリカからの牛肉輸入を停止した。牛肉の対米輸入禁止が実施された2003年の対米牛肉輸入量は27万トン弱で、輸入肉全体の4分の3以上を占めるほどの圧倒的な強みを発揮していた(表5)。アメリカ産牛肉は輸入肉の中でも味が良いとされ、なかでも骨付きカルビ肉は「LA(ロサンゼルス)カルビ」の名称で消費者に親しまれていた。しかし、対米輸入禁止に伴って、アメリカ産牛肉が占めていた大きな市場シェアは韓国産牛肉やオーストラリアおよびニュージーランドなどオセアニア産牛肉などに移った。アメリカ産牛肉の輸入が完全に止まった2005年における輸入牛肉の輸入先別シェアをみると、アメリカ産牛肉がゼロに転落した反面、それまで2番手であったオーストラリア牛肉が輸入肉の約3分の2を占めるに至った。

表5 韓国の牛肉需給 (単位: 万トン)

(国内市場総括)	2003年	(シェア)	2005年	(シェア)
国産	14.2	28.9%	15.2	44.2%
輸入肉	34.9	71.1%	19.2	55.8%
合計	49.1	100.0%	34.4	100.0%
(輸入肉のシェア構造)	2003	(シェア)	2005	(シェア)
アメリカ	26.7	76.5%	0.0	0.0%
オーストラリア	5.2	15.0%	12.8	66.9%
ニュージーランド	2.4	6.8%	5.8	30.4%
その他	0.6	1.7%	0.5	2.7%
合計	34.9	100.0%	19.2	100.0%

(出所) 『毎日経済新聞』2007年4月4日付をもとに筆者作成。

②アメリカ生産者の圧力

アメリカ畜産農家にとって、BSE 発生に伴う対韓輸出停止は大打撃で、輸出の回復を求める彼らの声にアメリカ政府は対応せざるを得なくなっていた。アメリカは韓国に対して牛肉輸入の再開をあらゆる機会を捉えて働きかけてきたが、2005 年以降そうした働きかけは韓米 FTA 交渉開始と関連付けて行われるようになった。その後韓米 FTA の交渉開始のための前提条件充足の一環として 2005 年 10 月に韓国政府が輸入再開を決めたのは上述の通りである。アメリカ生産者はアメリカ政府に対して韓米 FTA 交渉において韓国市場の牛肉開放に向けて攻勢を緩めないよう求めてきた。交渉最終局面においてもアメリカ生産者の強硬姿勢に変化はなかった。2007 年 3 月 20 日に米下院歳入委員会貿易小委員会は、韓米 FTA 交渉開始以来始めて公聴会を開催した。この聴聞会で米肉類研究所のボイル所長は「アメリカ産牛肉の全面開放を韓米 FTA の前提条件とするべき」と迫った（『朝鮮日報』2007 年 3 月 23 日付）。

③韓国畜産農家の守勢

一方、守勢に回った韓国の畜産農家らも手をこまねいていたわけではなかった。一部の先鋭化した集団は、他の韓米 FTA 反対団体と組んで街頭抗議などの反対運動に乗り出した。しかし、先鋭化した集団は多数派とは言い難く、大多数の穏健的勢力は、政府に対する申し入れなどによって牛肉市場開放のショックを和らげるよう努力を傾けた。そうした努力のうちでも特に注目されるのが畜産関係者による韓米 FTA 交渉団への直接的な建議である。2006 年 8 月 14 日、全国畜協組合長協議会のユン・サンイク会長らが韓米 FTA 交渉団の金宗堉首席代表と面談し、牛肉などの畜産物を韓米 FTA の交渉対象から除外するよう求めた建議書を手渡した。この際金首席代表は、「交渉除外の要請はこれまでにいくつかあったが、直接建議書を渡されるのは初めてのこと」とし、「畜産人らの立場が反映されるよう努力してみる」と答えた（『農水畜産新聞』2006 年 8 月 21 日付）。

④ FTA 交渉土壇場での合意劇

韓米 FTA 交渉において、アメリカ交渉団は牛肉生産者をはじめとするアメリカ農業関係者からの強い韓国市場開放要求を背景に、コメ、牛肉およびその他の農畜産物を含めた全農産物の関税撤廃を韓国に対して要求する戦術を採った。アメリカはこの戦術を交渉の最終段階である通商長官交渉まで維持した。交渉開始の前提条件となっていたアメリカ産牛肉の輸入開始決定（2005年10月）に沿って、交渉期間中の2006年9月に生後30カ月以下の骨なし肉に限り韓国向け輸出が再開されたが、同年11月末から12月初にかけての輸入品検査において小さな骨片が相次いで見つかり、輸入全量が返送または廃棄された。こうした韓国の措置にアメリカは強く反発し、牛肉は韓米 FTA 交渉の新たな火種となった。牛肉交渉での決裂が交渉全体の決裂につながりかねないとの雰囲気すら一時は広がり、牛肉交渉がディール・ブレイカー（交渉のぶち壊し役）とも目された。アメリカ側は、交渉の最終段階になってそれまで交渉が続けられてきた骨なし肉の他、骨付き肉の扱いを持ち出してきた。韓国は骨を BSE の危険部位と見て骨付き牛肉の輸入を禁止していたが、アメリカ側は FTA 交渉の最終段階で骨付き肉の輸入再開を約する文書の差し入れを韓国側に求めた。一方、交渉を通じて韓国側は、自国の生産者からの牛肉の FTA 交渉対象除外の要請や自国産牛肉に対する国民感情上の特殊性などを勸案し、牛肉に対する交渉対象除外や関税割当、セーフガードなど多様な規制手法を持ち出しながらアメリカ側の攻勢に対して抵抗を試みた。

⑤ FTA 交渉の妥結内容：除外はならず。

妥結内容を整理すると、韓米 FTA において韓国の牛肉輸入は除外対象とはならず、長期の猶予期間を得ながらも関税撤廃の対象となった。牛骨なし肉については、現在40%の関税率を毎年2.7ポイントずつ引き下げ、15年間で関税を撤廃することになった。現在関税率が75%に達する牛肉加工品についても15年間で関税を撤廃することになった。また、農産物特別セーフガード（物量基準）が認められた。これにより、一定量を上回る牛肉がアメリカから韓国に輸出された場合、特別関税が別途賦課される

ことになる。骨付き肉の扱いは、検疫をどう扱うかという FTA 本来の議論とは異なるものであるため交渉結果には現れていないが、韓国側から輸入を約する書面の提出はせず、口頭の約束にてアメリカの了解を得た。これによれば、骨付き肉の輸入再開は、アメリカに対する国際獣疫事務局 (OIE) の牛海綿状脳症 (BSE) 評価等級が出される 5 月以降に協議することとなった。同月 25 日の等級判定でアメリカが「BSE (牛海綿状脳症) の発生リスクが管理されている国」と判定されたことを受けて、権五奎財政経済部長官はカルビ肉などの骨付き肉輸入を検討することを表明した (『連合ニュース』2007 年 5 月 28 日付)。

⑥ 妥結後の焦点：骨付き牛肉の扱い

2007 年 4 月の FTA 交渉妥結後の牛肉問題の焦点は、韓国が骨付き肉の輸入をいつ、どのような範囲で再開するかに移った。アメリカにおける FTA 批准に当たっての主要懸案は骨付き牛肉輸入の再開と韓国自動車市場の閉鎖性の二つであったが、韓国は牛肉問題を優先して解決することにした。2007 年 10 月から韓国の骨付き肉輸入再開に向けての両国間の交渉 (韓米牛肉交渉) が始められたが、第 1 回交渉では韓国が特定危険部位の輸入禁止を主張したために物別れに終わった。「実用外交」を掲げる李明博新大統領が 2008 年 2 月 25 日に就任したのを契機に、アメリカは韓米同盟強化に向けての対韓要求を強めた。その一環として、アメリカは韓国から月齢・部位の制限なしの全面開放を勝ち取るべく圧力を強めた (『朝鮮日報』2008 年 4 月 14 日付)。こうした中、4 月 11 日に第 2 回交渉が開かれた。交渉はおおむねアメリカの主張に沿って進み、18 日に合意をみた。それまで、月齢 30 カ月以下の生肉に限られていた対米牛肉輸入が、月齢 30 カ月以上の精肉、骨、内臓などの特定危険部位以外の全部位のほか、月齢 30 カ月以下の脳、脊髄、眼球などの一部の特定危険部位についても韓国が対米輸入を許容するとの合意内容であった。

⑦ 対米牛肉輸入反対の「ろうそくデモ」拡散と追加協議

だが、合意当日の 4 月 18 日は韓米 FTA の推進を表明してきた李大統領

領の訪米が予定されており、アメリカ側の主張をほぼ全面的に取り入れた合意内容に対して、韓国内からは李大統領サイドがFTA 批准推進を図るあまり国民の安全を軽視した、という疑問の声が上がるようになった。特に、4月29日にアメリカ産牛の危険性を扱う番組⁽¹¹⁾が放映された後、韓米牛肉交渉での4月18日合意への抗議が全国的に広がった。韓国当局にとっての誤算は、市民の間に予想外に広がっていた食の安全に対する意識の高まりであった。アメリカ産牛肉輸入への抗議は一般市民、特に主婦層にまで広がり、ソウル市内における連日の「ろうそくデモ」にまで拡大した⁽¹²⁾。結局、李大統領は5月22日と6月19日の二度にわたって国民に対する謝罪を余儀なくされた。また、4月の交渉合意も大幅な修正を迫られた。6月14～19日の追加協議で、特定危険部位は事実上の禁輸とされ、それ以外の部位についても、月齢30カ月以上の場合には事実上の禁輸とすることになった。つまり、アメリカが対韓牛肉交渉で最終的に獲得した部位拡大の範囲は月齢30カ月未満の骨と内臓のみ、ということになった。

⑧アメリカ産牛肉へのアレルギー沈静と販売の好調

月例30カ月未満の骨と内臓の輸入を許容する新基準でのアメリカ産牛肉輸入は2008年6月26日以降可能となり、順次市販が開始された。11月27日には三大マートと呼ばれる小売大手(Eマート、ホームプラス、ロッテマート)がアメリカ産牛肉への批判が下火となったと判断、販売開始に踏み切った(『東亜日報』2008年11月25日付)。折からの景気急落で価格の安く、味に対する消費者の評判もよいアメリカ産牛肉の売れ行きは上々で、三大マートでの販売量は販売再開1カ月で豪州産牛肉を上回った(『朝鮮日報』2008年12月29日付)。2009年2月4日、百貨店も3月以降順次アメリカ産牛肉の販売を再開することとなった(『韓国日報』2009年2月5日付)。

⑨アメリカ産牛肉輸入自由化の影響

農村経済研究院の予想によると、韓米FTA 実施に伴う牛肉関税の引き下げが韓国に与える影響は、10年間での関税撤廃を仮定した場合年間

2000億ウォンで、牛肉の総生産額2兆9000億ウォンの約6.9%である（『朝鮮日報』2007年4月4日付）。ただし、アメリカ産牛肉の国内価格が安価になることで消費者の利得は増えることに留意が必要である。また、輸入肉の価格下落で国産牛肉の価格も多少下がるとみられ、この面からも消費者の利得は増えるとみられる。アメリカ産牛肉輸入の再開で韓国産牛肉の価格にも影響が出はじめている。オスの韓牛1頭の価格は、アメリカ産牛肉の輸入交渉妥結の1カ月前に当たる2008年3月17日の時点では434万3000ウォンだった。しかし6月30日には341万3000ウォンとなり、額にして93万ウォン、率にして21.4%下落した（『朝鮮日報』2008年8月12日付）。

2. その他争点

韓米FTA交渉では自動車と牛肉以外にも争点は多数あった。既述の通り、その多くは終盤に至っても韓米両側の主張に相当の隔たりがあった。その他争点のうち主要なものとその妥結内容は次のとおりである⁽¹³⁾。

韓国側は、それまでのFTA交渉同様、韓米FTA交渉においても北朝鮮所在の開城工業団地製品に対する韓国製認定を南北朝鮮間の交流増進の観点から大きな関心をもって推進した。しかし、北朝鮮を「テロ国家」とするアメリカは韓米FTAにおける開城工業団地製品の韓国製認定を一貫して拒否し続けた。開城工団製品の取り扱い、両国の対北朝鮮政策の根幹にかかわるだけに最後まで争点として残るかにみえ、それまでの米朝間の険悪な関係から推して韓国側がこれをあきらめざるを得ないとの観測も流れた。しかし、2007年2月の6カ国協議の合意後にアメリカの態度が軟化し、3月12日からの第8回交渉でアメリカ側が開城工業団地製品の韓国製認定について大筋で同意した。具体的には、今後開城工業団地製品に対する特惠関税付与を協議する「朝鮮半島域外加工地域委員会」を構成し、朝鮮半島の非核化や労働・環境基準の充足などを条件に域外加工地域を指定する別途付属書の採択を目指すこととなった。

農業では敏感品目における双方の意見の隔たりが大きく、韓国側が強く

望んでいたコメの除外は最終段階でようやく決まった。韓国側にとってはコメこそが死守すべき砦であり、このためにその他すべての品目について大幅な譲歩をしたといっても過言ではない。交渉の最終段階になってもコメが大して話題にならなかったのは、これを持ち出せば韓国が交渉全体を放棄しかねないことをアメリカも承知していたからであろう。コメの除外をめぐることは、他の懸案事項での韓国の大幅な譲歩と引き換えにアメリカが除外を認めるという、いわゆる「ビッグディール」説が絶えなかった。韓国での医薬品価格決定プロセスにおける外国製薬会社の関与拡大と交換条件で、アメリカ側が韓国市場でのコメ除外を検討しているとの報道があった（『朝鮮日報』2007年1月20日付）のはその一例である。アメリカからみると、コメは関心品目ではあったが、牛肉ほどの強烈な商業的関心はなかった。むしろ、コメは韓米FTAを通じた韓国市場の完全開放を内外に印象付ける象徴的な存在であったといえよう。交渉妥結を急ぐ機運が韓米双方に強まる中、2007年3月5日にはコメ除外を韓米通商相が内々に合意したとの報道が流れていた（『朝鮮日報』2007年3月5日付）。

韓国側はコメ開放阻止のための対米譲歩をしつつも、その他農産品の開放に対して可能な限りの抵抗を試みていた。敏感品目に対しては交換条件なしに関税減免を与えることをできる限り回避し、農産物セーフガード、関税割当（TRQ）、季節関税など多様な手法を駆使することで国内への影響の最小化を図った。これに対してアメリカ側は最終段階に至るまで、韓国側のすべての農産物関税を撤廃すべきという原則論を堅持したが、土壇場で韓国側に譲歩した。最終合意では、二国間セーフガード、輸入割当制、現行関税の維持、関税の長期（最長20年）撤廃、季節関税、品目コード分割（ジャガイモ、大豆、リンゴ、ナシ）⁽¹⁴⁾など韓国側に多様な保護手法が認められた。農産物セーフガードは牛肉、豚肉、リンゴ、唐辛子、ニンニク、タマネギ、高麗人參、大麦などに認められた。現行関税維持+輸入割当が適用されるのは大豆、ジャガイモ、ハチミツ、オレンジであり、季節関税はオレンジ、ブドウ、チップ用ジャガイモに適用される。完全開放までに時間的余裕を得た品目数は953品目（62.2%）に上る。しかしながら、コメ以外では農産品の除外は認められなかったのは厳然たる事実で、

韓国のほとんどの農産物市場は長期的には対米開放されることとなった。ちなみに、アメリカが韓国に認めさせた農産物市場の開放幅は、米豪 FTA においてオーストラリアに認めさせたものよりも広範なものとなっている。

第 4 節 韓国経済への影響

—自動車、繊維輸出が増えるが農業に打撃—

韓米 FTA が締結された場合、韓国経済にはどのような影響があるのだろうか。短期的には自動車の大幅な輸出増加が期待され、繊維においても輸出の伸びが望める。しかし、開放幅が小さい発効初年においても農産物輸入の増加は避けられず、長期的には農業生産・雇用に大きな影響が出そうなことだけは確実なようだ。ここでは筆者の計算による短期的効果の推計結果を紹介するとともに、資本蓄積などを織り込んだ長期的効果についても既存の研究から概観する。

1. 関税撤廃の効果

まず、FTA 発効当初における関税撤廃の短期的効果を筆者が試算してみた。ここでいう短期とは、FTA 発効に伴う生産規模拡大や競争促進などの効果が顕著になる前の時期を指し、おおむね発効後 1 年程度を念頭に入れている。韓米両国の関税率の水準を WTO の Tariff Profile でみると、最恵国単純平均（2007 年）で韓国 12.2%、アメリカ 3.5%と、韓国のほうが相当高い。2008 年の韓米間の貿易（韓国側統計による）は、韓国の輸出が 464 億ドルに対して、アメリカの輸出が 384 億ドルで、韓国からアメリカへの貿易フローのほうが多いが、韓国側の保護水準の高さを勘案すると、直観的には両国間の関税撤廃は韓国に対して不利であるようにみえる。ただし、FTA 締結の総合的な影響については、品目ごとの税率、FTA に伴う関税減免幅、貿易実績などを精査し、それぞれの影響額を計算した上

で検討すべきである。そこで、筆者は協定署名後の2007年7月2日に公表された最終協定文のなかの商品貿易における韓米両国の譲許表⁽¹⁵⁾をもとに、両国の受ける影響を試算することにし、関税撤廃が第三国からの輸入に及ぼす効果（貿易転換効果）と、FTA締約国の国産品に及ぼす効果を推計した。韓国市場についての推計にあたっては、韓国側で広く行われている輸出用輸入原材料に対する関税払い戻しを考慮した。関税払い戻しとは、商品を輸出した場合、その生産に要した原材料、中間財のうちの輸入品にかかった関税を払い戻す制度である。1974年までは輸出品に関する関税の事前免除制度があったが、1975年からは輸入品に対する関税をいったん納付した後で輸入品を使った製品の輸出が確認された場合に払い戻す現制度に変更された。2008年の韓国の関税払い戻し総額は2兆8162億ウォンで、関税徴収額の21%に達する。関税払い戻しはFTAによる関税減免の国内市場への影響を一部相殺する効果があるため、その分を考慮に入れてFTAの影響に関する計算を行うべきと判断した⁽¹⁶⁾。その他の諸仮定、計算方法など推計過程の詳細は付録1を参照されたい。

(1) 韓米FTAに伴う関税撤廃の両国に対する短期的影響

表6は韓米両国の影響額（年額）をまとめたものである。韓国は韓米FTA発効に伴って、対米輸出を16億2500万ドル増やすとみられる。その内訳は第三国からの貿易転換効果が10億8300万ドル、アメリカ国産品との代替が5億4200万ドルである。一方、アメリカは貿易転換効果で9億7400万ドル、韓国国産品との代替で5億1700万ドル、合計14億9200万ドルの輸出増加効果を得るものとみられる。韓国における関税払い戻し

表6 韓米FTA発効に伴う短期的効果（単位：100万ドル）

	第三国からの 貿易転換効果	輸入国国産品 への効果	輸出増加効果	増加率 (%)
韓国→アメリカ	1,083	542	1,625	3.63
アメリカ→韓国*	974	517	1,492	4.43

(注) 2006年の貿易金額を基礎とする。*韓国の輸入については輸出用輸入に対する関税払い戻しを考慮。

(出所) 筆者作成。

を考慮しないと、アメリカのほうがより多くの輸出増加効果を得るが（奥田[2007: 54]）、関税払い戻しを考慮することによって韓国への影響が緩和されることがわかる。韓米両国の相手方に対する輸出増加率はそれぞれ3.63%、4.43%で、韓国での比較的大幅な関税引き下げを反映してアメリカの輸出増加幅が大きいことが分かる。

表7は韓米両国の輸出増加効果を産業別にみたものである。これをみると、韓米両国双方での品目別の関税撤廃幅や品目構成の違いなどを反映して、両国が受ける産業別のメリットに大きな差異があることが分かる。韓国の受けるメリットは交渉過程におけるアメリカの敏感部門であった輸送機器（8億8980万ドル）と繊維（3億6440万ドル）に集中していて、この二つだけで輸出増加効果全体の77%を占める。これはアメリカの対韓輸入のなかでも最も大きな額（約4分の1）を占める自動車に対する関税が残存していたのに加え、繊維については他の製造業品よりも高めの関税が維持されてきたことによる。一方、アメリカの受けるメリットは各産業にわたっているが、これは韓国がこれまで比較的広範囲に関税を維持して

表7 韓米 FTA 発効に伴う産業別輸出増加効果（単位：100万ドル）

	HS2ケタ			輸出用輸入に対する関税払い戻しを考慮した場合		輸出用輸入に対する関税払い戻しを考慮しない場合		
		韓国	(増加率)	アメリカ	(増加率)	韓国-アメリカ	アメリカ	(増加率)
農・水・畜産	01-24	14.6	4.3%	194.9	7.0%	-180.3	207.9	7.5%
鉱物、エネルギー	25-27	14.2	0.7%	42.4	3.3%	-28.2	75.7	5.9%
化学・プラスチック	28-40	54.9	1.7%	187.2	4.0%	-132.2	236.6	5.0%
木製品、紙、出版	44-49	0.3	0.0%	7.2	0.9%	-7.0	7.4	0.9%
繊維(含皮革、履物)	41-43, 50-67	364.4	17.2%	56.0	7.3%	308.3	74.9	9.8%
土石、貴金属	68-71	17.4	6.6%	42.6	5.8%	-25.2	64.1	8.7%
卑金属	72-83	52.8	1.6%	94.0	5.2%	-41.2	121.9	6.8%
機械、電機	84, 85	181.5	0.9%	413.5	2.9%	-232.0	482.4	3.4%
輸送機器	86-89	889.8	7.8%	137.4	4.7%	752.5	179.6	6.2%
精密・光学機器	90-92	20.6	3.3%	295.7	9.2%	-275.1	312.9	9.7%
雑品、その他製造業	93-97	14.2	1.2%	20.7	3.4%	-6.5	22.5	3.8%
総計		1,624.6	3.7%	1,491.6	4.4%	133.0	1,786.1	5.3%

(注) 2006年の貿易金額を基礎とする。産業分類は韓米交渉当局の使用するものではなく、筆者の独自分類。

(出所) 筆者作成。

きたことによる。輸出増加効果が大きい産業としては、機械・電機（4億1350万ドル）、精密・光学機器（2億9570万ドル）、化学・プラスチック（1億8720万ドル）、農水畜産業（1億9490万ドル）などが挙げられる。韓国の敏感部門である農水畜産業でのアメリカの輸出増は、比率で見れば7.0%である。韓国の農水畜産物は即時開放が多くはなく、時間をかけて開放していく品目が多い。このため、FTA発効直後の影響は上述のようにさほど大きくはない。しかし、時間の経過と共に農水畜産物の市場開放幅は次第に大きくなる。従って、その韓国内に対する影響もまた時間の経過と共に大きくなっていくことが予想される。また、同表には関税払い戻しを考慮しない場合におけるアメリカの産業別輸出増加額を示している。これを、関税払い戻しを考慮した場合の数値と比較しながらみると、輸出品生産の中間投入として用いられる割合が大きい鉱物・エネルギー、化学・プラスチック、繊維（繊維原料）、土石（ガラス）、卑金属、輸送機器（自動車部品等）において、関税払い戻し考慮の有無によって比較の大きな乖離が生じていることがわかる。

韓米両国がFTA発効に伴って輸出を特に増やすと予想される単一品目をまとめたのが表8と表9である。韓国は自動車輸出の対米輸出を大きく伸ばしそうで、1500～3000ccのガソリン乗用車（6億3572万ドル）と3000cc以上のガソリン乗用車（1億218万ドル）の効果が突出している。自動車関連ではこのほかにも車体用アクセサリ、ブレーキ、その他部品

表8 韓米FTA発効に伴って韓国が対米輸出を増やすと見込まれる品目

HS8 ケタ	品目	金額 (1,000ドル)
61103030	化繊セーター	45,963
61159290	綿靴下	35,409
62053020	男性用化繊シャツ	53,007
84581100	NC 旋盤	16,569
87032300	1500～3000cc ガソリン乗用車	635,719
87032400	3000cc 以上ガソリン乗用車	102,179
87082950	その他車体用部品・アクセサリ	18,084
87083950	ブレーキ、サーボブレーキ	18,260
87089980	その他自動車部品	32,675

(注) 2006年の貿易金額を基礎とする。

(出所) 筆者作成。

表9 韓米 FTA 発効に伴ってアメリカが対韓輸出を増やすと見込まれる品目

HS10 ケタ	品目	金額 (1,000ドル)
0805100000	オレンジ	20,047
1005901000	トウモロコシ (飼料用)	39,707
8479893090	自動車用その他機械・機器	29,767
8543899090	その他電気機器	24,447
8708299000	車体のその他付属品	39,576
8708999000	その他自動車部品	32,106
9001200000	偏光材料製の板	74,027
9030830000	その他測定用機器	15,774
9031809099	その他光学式機器	23,216
総計		1,491,572

(注) 2006年の貿易金額を基礎とする。

(出所) 筆者作成。

などが並んでいる。また、高関税が維持されてきた繊維においても韓国の輸出は増えそうで、化繊セーター、綿靴下、男性用化繊シャツなどの輸出増が期待される。アメリカについては、対韓輸出が増加される品目のなかで、際立つものは特に見当たらない。それでも、農産物、石油化学、自動車、精密機器などが有望な品目として上がっている。農産物ではオレンジ(2005万ドル)、飼料用トウモロコシ(3971万ドル)などが目を引き、日本との競合が予想される偏光材料製の板(7403万ドル)も注目される。

2. 関税撤廃およびその他協定事項の長期的影響

— 他機関の CGE モデルによる予測 —

上での筆者の推計は FTA 発効時における関税引き下げの短期的効果を見るためのものである。このような手法では詳細な品目レベルでの影響を推測できるという利点はあるものの、現実に行われた貿易量を計算の基礎とするなど、限界もある。例えば、関税その他の障壁で本来行われるべき貿易が低い水準に抑えられている場合には規制撤廃による貿易量変動は十分に把握できない。BSE などの事情もあって直近における輸入がなかった牛肉がその一例である。このため現実には発生したことのないような仮定のもとでも動かせる CGE (計算可能な一般均衡) モデルなどの援用が

必要になる。そこで韓米FTA妥結を機に出された対外経済政策研究院(KIEP)を始めとする韓国の研究機関が2007年4月30日に共同で発表した展望数値(対外経済政策研究院他[2007])を引用しながら、韓米FTAの関税引き下げおよびその他協定事項が韓国経済に与える長期的影響を検討してみることにしよう。

韓米FTAの所得・雇用に対する影響をまとめたのが表10である。FTA締結が資本蓄積に影響を与えるとするCGE長期(資本蓄積)モデルで、韓米FTAが生産性向上効果をもたらすと仮定すると、韓国のGDPは締結後10年間で6.0%増加⁽¹⁷⁾し、雇用は33万6000人増加するという。生産性向上効果は締結後7~10年程度経過してから表れるという特性をもつことから、この推計は相当な長期における効果を示したものと解釈できる。一方、資本蓄積や生産性増加を考慮しないCGE短期モデルによる推計では、GDPは0.32%しか増えず、雇用の増加も5万7000人とどまるという。農業部門では雇用減は避けられそうにもない。製造業での雇用増も10年間で最大で8万人弱と、それほど顕著なものとは言いがたい。雇用増の大半は「FTAで効率化が期待される」サービス業で発生することになっている。表11は貿易収支への影響をまとめたものである。発効後10年間の年平均で韓国の対世界収支19億5700万ドル、対米収支が4億6300万ドル好転するという。FTA締結に伴うアメリカへの市場開放のため、対米収支はあまり好転しないことがわかるであろう。KIEP他の資料では短期・長期別の貿易収支動向に触れていないが、生産性向上を仮定した場合には経年的に貿易収支好転要因が生じるとみてよからう。このため、短期では貿易収支の好転がそれほど見込めず、長期になるほど貿易収支が改善されていくという可能性は否定できない。

表10と表11に掲げた影響予測は政府系研究機関によるものだが、事実上韓米FTAを推進する立場にある機関が発表する数値であるにもかかわらず、農業への影響は否定できなかったという点をまず確認する必要がある。別の研究では、農業だけで発効5年目に4465億ウォン、15年目に1兆361億ウォンの生産減少が見込まれている(キムジョンホ他[2007])。これに対して準備されている直接補償は10年間で1兆2000億ウォン余り

表 10 韓米 FTA 締結に伴う所得・雇用の変化 (CGE モデル)

区分	生産性増大の 仮定	実質 GDP 増加	雇用増加	備考
短期	－	0.32%	5 万 7,000 人	交易増大, 資源配分の効率化をモデルに反映
長期	有 無	1.28% 6.00%	8 万 3,000 人 33 万 6,000 人	資本蓄積と投資拡大をモデルに反映

・雇用増加の部門別概観

モデル区分	生産性増大の 仮定	農業	製造業	サービス業	雇用増加計
短期	－	-1 万 6,000 人	5,000 人	6 万 8,000 人	5 万 7,000 人
長期	有 なし	-1 万 3,000 人 -1 万人	2 万 7,000 人 7 万 9,000 人	6 万 9,000 人 26 万 7,000 人	8 万 3,000 人 33 万 6,000 人

(注) 実質 GDP の増加は年平均の成長加速ではなく、10 年後の累積分として計測。

(出所) 対外経済政策研究院他[2007]。

表 11 韓米 FTA による貿易収支の変化 (単位: 100 万ドル)

	輸出増加		輸入増加		貿易収支	
	対世界	対アメリカ	対世界	対アメリカ	対世界	対アメリカ
農業	－	－	168	273	-168	-273
水産業	－	0.6	－	10	－	-9
製造業	2,342	1,327	216	581	2,125	745
計	2,342	1,328	384	864	1,957	463

(注) 発効後 10 年間の年平均。

(出所) 表10におなじ。

にとどまる。農業被害に対する支援は生産性向上支援を中心に既存の支援策 (119 兆ウォン計画) の枠を超えて大きく拡大され、一部ではバラマキ化の懸念も出かねない状況であるが、直接補償についてはその規模が十分かどうか再考の余地があるように思われる。

また、サービス業での 25 万人を超す大幅な雇用増についても疑問の余地がないとはいえない。今回の FTA 交渉におけるサービス交渉は低調に終わったとの評価が一般的であったからである。サービス業が限定的とはいえ開放されることで効率の向上が多少見込め、雇用も増加するであろう。しかし、雇用情勢全般がこの推計が示すようなバラ色のものかどうかは注意して検討する必要があるだろう。例えば、自営業主が職を失って、別の企業

で複数の非正規労働者が雇われれば雇用は純増となるだろうが、こうしたことが社会的に支持されるかは疑問である。生産性向上効果は長期的効果を大きくかさ上げするが、多くの場合この種の推計においては向上幅が恣意的に決められていることを改めて想起する必要がある⁽¹⁸⁾。

第5節 第三国への影響—日本が最大の影響を被る—

1. 韓米FTAの貿易転換効果：国別、産業別の影響額

既に、韓米FTA発効に伴って第三国に対して貿易転換効果が発生することを述べたが、いずれの国が大きな影響を受けるであろうか？ここでは特定の第三国が受ける影響を、それぞれの国の各品目における対域内輸入シェアを用いて推定してみた。具体的には、当該品目において発生する貿易転換効果を第三国合計中のシェアで各国に案分する方法をとった。その他、推計過程の詳細については付録2を参照されたい。

個別品目に関して第三国のそれぞれが受ける貿易転換効果を総計して示したのが表12である。EU、ASEANについてはまとめてグループ計を計

表12 韓米FTA発効に伴って第三国が受ける影響（国別）
(単位：100万ドル)

	アメリカ市場		韓国市場		合計
	輸出減少額	減少率	輸出減少額	減少率	輸出減少額
1. 日本	232.6	0.16%	293.0	0.56%	525.6
2. 中国	131.3	0.05%	164.7	0.34%	296.1
3. 台湾	24.1	0.06%	21.7	0.23%	45.8
4. ASEAN	50.7	0.05%	56.0	0.17%	106.7
5. EU	208.6	0.06%	286.9	0.59%	495.5
6. カナダ	150.2	0.05%	33.1	1.07%	183.3
7. メキシコ	174.2	0.09%	5.0	0.62%	179.2
9. その他	110.8	0.06%	56.8	0.06%	167.7
総計	1,082.7	0.06%	974.5	0.35%	2,057.2

(注) 2006年の貿易金額を基礎とする。

(出所) 筆者作成。

算してみた。

これによれば、最も大きな影響を受けるのは日本であり、次いでEU、中国、カナダ、メキシコの順となる。日本製品は、アメリカのFTA 対象品市場において韓国製品と競合し、韓国のFTA 対象品市場ではアメリカ商品と競合するなど、韓米双方の市場でFTA 締約国との競争に直面している。このため、日本は韓米FTA の影響を最も強く受けることになりそうである。ただし、EU も事情は同様で、影響は日本のそれに匹敵する。日本は輸出減少額 5 億 2560 万ドルのうち韓国市場での減少額が 2 億 9300 万ドルと推計され、カナダは輸出減少額 1 億 8330 万ドルのうちアメリカ市場での減少額が 1 億 5020 万ドルと推計されるなど、各国・グループは韓米いずれかの市場のうち、自国に近いほうの市場で大きな影響を受ける傾向がみられる。例外はEU である。輸出減少額 4 億 9550 万ドルのうち、韓国市場での減少が 2 億 8690 万ドルと推計された。

さらに、韓米両国の市場で第三国が受ける影響を産業別にまとめたのが表 13（韓国市場）と表 14（アメリカ市場）である。同表の作表にあたってはそれぞれの市場で受ける影響が大きな国・グループを選んである。

表 13 韓米FTA 発効に伴って第三国が受ける影響（産業別、韓国市場）
（単位：100 万ドル）

	ASEAN 10	オースト ラリア	ブラジル	カナダ	中国	EFTA	EU	日本	台湾	南ア フリカ	その他	総計
農畜産業	4.51	13.73	12.33	14.91	32.01	0.24	17.26	2.43	0.22	5.27	15.86	118.78
鉱物、エネルギー	7.59	1.29	0.62	0.23	1.82	0.01	0.70	8.30	0.49	0.24	6.86	28.16
化学・プラスチック	10.67	2.07	0.34	1.08	18.92	2.14	35.50	44.10	2.70	0.10	6.81	124.42
木製品、紙、出版	0.23	0.15	0.00	3.14	0.51	0.01	0.12	0.04	0.00	0.03	0.56	4.80
皮革・繊維、履物	2.06	0.63	0.67	3.93	13.97	0.11	9.46	3.79	0.54	0.05	2.11	37.33
土石、貴金属	1.13	0.08	0.01	0.05	5.92	0.42	8.10	6.35	0.40	4.22	1.72	28.41
卑金属	2.71	0.72	0.02	0.54	14.95	0.68	17.56	17.23	2.36	0.39	4.57	61.73
機械、電機	12.49	1.03	0.31	4.08	44.45	7.76	88.16	99.11	5.48	0.10	7.65	270.61
輸送機器	2.36	1.03	0.02	2.03	13.84	0.26	48.69	19.53	0.57	0.04	1.69	90.07
精密・光学機器	11.75	0.67	0.05	2.74	12.11	4.35	59.03	88.50	8.45	0.05	8.74	196.44
雑品、その他製造業	0.52	0.06	0.00	0.37	6.21	0.05	2.28	3.58	0.44	0.00	0.25	13.78
総計	56.00	21.47	14.38	33.11	164.72	16.03	286.86	292.95	21.66	10.49	56.84	974.52
減少率	0.17%	0.19%	0.53%	1.07%	0.34%	0.93%	0.59%	0.56%	0.23%	0.76%	0.06%	0.48%

（注） 2006 年の貿易金額を基礎とする。網掛けは韓国市場の各品目で最も影響を受ける国・グループを表す。

（出所）筆者作成。

表14 韓米FTA発効に伴って第三国が受ける影響（産業別、アメリカ市場）
 （単位：100万ドル）

	日本	中国	EU	カナダ	メキシコ	第三国計 = 貿易転換効果
農水畜産業	0.68	0.83	1.32	3.18	0.93	9.71
鉱物、エネルギー	0.32	0.02	1.93	2.55	0.44	9.49
化学・プラスチック	5.28	4.65	7.19	6.74	3.41	36.61
木製品、紙、出版	0.01	0.04	0.01	0.01	0.00	0.18
皮革・繊維、履物	3.12	64.85	16.36	10.50	22.56	242.91
土石、貴金属	0.30	5.10	1.49	0.36	0.83	11.58
卑金属	2.54	9.25	6.41	6.82	3.69	35.18
機械、電機	26.56	26.45	18.62	10.31	22.85	120.67
輸送機器	190.77	10.80	151.82	108.24	117.09	593.22
精密・光学機器	2.30	4.15	2.66	0.94	1.52	13.70
雑品、その他製造業	0.76	5.20	0.83	0.54	0.89	9.44
総計	232.63	131.35	208.64	150.18	174.24	1,082.70

(注) 2006年の貿易金額を基礎とする。網掛けはアメリカ市場の各品目で最も影響を受ける国・グループを表す。

(出所) 筆者作成。

韓国市場において、日本は石油・化学製品や機械、精密光学機器などで大きな影響を受けそうである。概して、工業生産用の中間投入財あるいは資本財での影響が目立つ。影響額の大きい単一品目（HS4ケタ）を挙げると、その他機械類（3081万ドル）、自動車部品（1288万ドル）、偏光材料製のシート（4130万ドル）などである。中国は農水畜産品、繊維、その他製造業など、労働集約的部門における影響が目立ち、日本とは対照的である。影響の大きい単一品目を挙げると、トウモロコシ（2478万ドル）が抜きん出ているほか、自動車部品（1212万ドル）が目立つ。EUは輸送機器における影響が目立つ他、機械、精密光学などでの影響が目立ち、日本と似た傾向を示している。影響の大きい単一品目としては、自動車部品（2874万ドル）、ターボジェット等（1588万ドル）、乗用車（1600万ドル）などが挙げられる。そのほか、ブラジルの果汁（711万ドル）も目立つ。

アメリカ市場では、日本の受ける影響は輸送機器と機械・電機にほぼ限定され、この二つで日本が受ける影響の大半を占める。単一品目（HS8ケタ）で影響額の大きなものは、1500～3000ccガソリン乗用車（1億5321万ドル）が突出しており、次いで3000cc以上のガソリン乗用車（1923万

ドル), NC 旋盤 (864 万ドル) 挙げられる。一方, 中国が受ける影響の約半分は繊維部門においてである。ここでも韓国市場と同様に労働集約財における影響が強い傾向がみて取れる。単一品目としては, 化繊セーター (776 万ドル), 男性用化繊シャツ (480 万ドル), ドライヤー以外の整髪用機器 (430 万ドル) などを挙げられる。EU は, 日本と同様に輸送用機器と機械・電機での影響が大きいほか, 繊維においても若干の影響がみられる。単一品目としては, 1500~3000cc ガソリン乗用車 (1 億 2386 万ドル) が突出しており, 次いで 3000cc 以上のガソリン乗用車 (1679 万ドル), その他自動車部品 (158 万ドル) などがある。カナダ, メキシコも日本, EU と同様に輸送用機器と機械・電機の影響が大きいほか, 繊維においても影響を受けるとみられる。繊維の影響はメキシコにおいてやや大きい。単一品目として, カナダに関しては 1500~3000cc ガソリン乗用車 (4904 万ドル), 3000cc 以上のガソリン乗用車 (2902 万ドル), その他自動車部品 (897 万ドル) などがあり, メキシコに関しては 1500~3000cc ガソリン乗用車 (9336 万ドル), その他自動車部品 (522 万ドル), 男性用化繊シャツ (495 万ドル) などが挙げられる。

2. 品質の差を考慮した場合の影響額の変化

さて, これまでの第三国の受ける影響についての分析では, ある品目で貿易転換効果が起きた場合, 第三国の貿易シェアによって機械的に貿易転換効果を案分することで個別の国・地域の影響をみるという方法を採用していた。この場合, 国別の品質の差などは考慮されていない。しかし, 途上国の製品と先進国の製品とでは, 同じ品目コードに分類されながらも用途が異なることが考えられ, その場合には貿易転換効果が相当異なる可能性がある。例えば, 韓米 FTA に伴って韓国の自動車部品の関税がアメリカからのもののみ特惠的に引き下げられた場合, 韓国市場において中国製部品が受ける影響と日本製部品が受ける影響が同じなのか, ということである。恐らく影響は異なるであろう。そこで, 同じ品目であっても品質が大きく異なる場合は代替効果が現れにくいとの仮定を新たに付け加えた

上で国別の影響額を再計算してみることにした。ここで、品質の差は重量あたりの単価で計測するものとした。また、品質が隔たっていることについては、協定締約国からの輸入単価を基準として、第三国製品の単価が一定以上乖離していたならば、貿易転換効果を計算するに当たっての代替弾力性を減少させることによって表現してみた。単価比の閾値と代替弾力性の減少幅については、恣意的ではあるが、それぞれ上下3倍、2分の1として計算を行った。すなわち、比較対象の第三国からの輸入単価が協定締約国からの輸入単価よりも3倍以上高い、あるいは3分の1以下であるような場合、代替弾力性を半減させる措置をとったうえで各国・地域の影響額を算出してみた。

表15は韓米FTAの主要第三国への影響について品質差を考慮しない

表15 韓米FTA発効に伴って第三国が受ける影響（品質の差を考慮、国別）

（単位：100万ドル）

韓国市場への輸出減少額、品質考慮の有無			品質考慮による推計差	
	考慮せず	考慮		
1. 日本	293.0	273.6	6.6%	
2. 中国	164.7	116.8	29.1%	
3. 台湾	21.7	19.1	12.0%	
4. ASEAN	56.0	46.8	16.4%	
5. EU	286.9	259.2	9.7%	
6. カナダ	33.1	31.1	6.1%	
7. メキシコ	5.0	4.5	8.6%	
9. その他	56.8	47.6	16.3%	
総計	974.5	858.1	11.9%	
アメリカ市場への輸出減少額、品質考慮の有無			品質考慮による推計差	韓米市場での影響額計（品質考慮）
	考慮せず	考慮		
1. 日本	232.6	227.5	2.2%	501.1
2. 中国	131.3	117.9	10.2%	234.8
3. 台湾	24.1	22.7	6.0%	41.7
4. ASEAN	50.7	48.0	5.4%	94.8
5. EU	209.6	189.2	9.7%	448.3
6. カナダ	150.2	135.2	10.0%	166.3
7. メキシコ	174.2	164.4	5.6%	169.0
9. その他	109.9	102.6	6.6%	150.2
総計	1,082.7	1,007.5	6.9%	1,865.5

（注） 2006年の貿易金額を基礎とする。

（出所）筆者作成。

場合と考慮した場合について対置して示している。

まず、韓国市場についてみてみよう。アメリカ製品と第三国製品の品質差を考慮、単価がかけ離れているものについての代替弾力性を減じて計算しなおした結果、第三国への影響総額は1億1600万ドルあまり減少し、8億5800万ドルと計算された。品質差を考慮したことで日本、EU、中国の順で大きな影響を受けることには変わらないものの、中国、ASEANなどの途上国の影響額が小さくなっていることが分かるであろう。また、多くの途上国が含まれている「その他」においても影響額は縮小している。アメリカの対韓輸出品と途上国のそれとを比較すると、後者が安価品を輸出している場合が多く、影響額の補正が多く入る結果となっている。反面、日本やEUなどの先進国については単価が似通っているために影響額にあまり変動がないことが分かる。カナダ、メキシコについても影響額はあまり変動がなく、アメリカと似たような品質の財を韓国に輸出していることが分かる。

一方、アメリカ市場については品質差を考慮しても第三国各国の影響額変動は相対的に少なく、従って、各国の対米輸出品の単価は韓国製品と似ている傾向がうかがえる。品質差を考慮した結果、アメリカ市場で第三国が受ける影響額が7500万ドル余り減って10億800万ドルと計算された。各国の変動幅はそれほど多くなかったものの、中国とカナダに品質考慮に伴う比較的大きな変動が現れた。中国については、韓国の単価が高い形での品質上のすみわけがあるものと推測される。また、カナダについては韓国のほうが相対的に単価が安く、カナダの影響額に変動が現れた。

次に品質考慮の産業別影響を見てみよう（表16）。品質考慮の影響をみるに当たっては、品目別影響を率でみるのではなく実額でみることにした。率で測った影響をもって論じると、品目ごとの世界共通の特性を云々することになりかねないためである。韓国市場については、機械・電機と精密・光学に比較的大きな変動がみられたが、概して最終製品ではなく中間財が多く挙がっている。機械・電機については中国の機械・電子部品類、EU（イギリス、ドイツ）のターボジェット部品、日本の調理機器などで、精密・光学では日本のレーザー機器・部品、航行用機器と測定器部品、ASEAN

表 16 韓米FTA 発効に伴って第三国が受ける影響（品質の差を考慮、産業別）
（単位：100万ドル）

韓国市場への輸出減少額、品質考慮の有無			品質考慮による 推計差
	考慮せず	考慮	
農水畜産	118.8	115.0	3.7
鉱物・エネルギー	28.2	27.6	0.6
化学・プラスチック	124.4	110.6	13.8
木製品、紙、出版	4.8	4.6	0.2
繊維（含皮革、履物）	37.3	30.0	7.3
土石・貴金属	28.4	22.3	6.1
卑金属	61.7	50.4	11.3
機械・電機	270.6	230.1	40.5
運送機器	90.1	79.1	10.9
精密・光学機器	196.4	176.9	19.6
雑品、その他製造業	13.8	11.4	2.4
総計	974.5	858.1	116.4
アメリカ市場への輸出減少額、品質考慮の有無			品質考慮による 推計差
	考慮せず	考慮	
農水畜産	9.7	8.9	0.8
鉱物・エネルギー	9.5	9.5	0.0
化学・プラスチック	36.6	33.8	2.8
木製品、紙、出版	0.2	0.1	0.0
繊維（含皮革、履物）	242.9	232.2	10.7
土石・貴金属	11.6	7.3	4.3
卑金属	35.2	32.3	2.8
機械・電機	120.7	100.9	19.7
運送機器	593.2	563.3	30.0
精密・光学機器	13.7	11.6	2.1
雑品、その他製造業	9.4	7.4	2.0
総計	1,082.7	1,007.5	75.2

（注） 2006年の貿易金額を基礎とする。

（出所）筆者作成。

の半導体製造用測定機器（マレーシア）などで比較的大きな変動が出ている。これらのほか、カナダ、中国、EUの自動車部品において価格差が大きく、品質考慮の場合に影響額が変動することが分かった。

アメリカ市場に関しては、品質を考慮することによって繊維、機械・電機、運送機器において第三国の影響額に比較的大きな変動が現れている。変動のもととなった相手先や品目を調べると、繊維についてはEUの紳士服（イタリア）、機械・電機については中国の家庭用電熱器具（ドライヤー）、

運送機器についてはEU（オーストリア、フィンランド）と南アフリカの中型完成車、メキシコとカナダの自動車部品などで比較的大口の変動が現れている。完成車については、OEM生産されたヨーロッパの高級車が多くを占めているものとみられる。中国の家庭用電熱器具をのぞくと大体の場合は第三国側の方の単価が高いようである。

おわりに

本章では韓国FTA政策の節目となった韓米FTAをやや詳細に扱った。韓国が世界的な政治・経済大国であるアメリカとのFTAを短期間でまとめた意義は計り知れない。アメリカ市場への一層のアクセスや国家格付け改善という経済効果のほか、韓米同盟の安定や国際的地位向上などの経済外的効果も大きい。また、交渉技法がさらに向上したことや、大統領制の強みを生かした強いリーダーシップとトップダウンによる交渉指揮の重要性を印象付けたFTA交渉であった。交渉開始に当たっては牛肉、自動車、医薬品、映画などの「4大前提条件」がアメリカから提示され、交渉開始を決断した韓国側が条件充足のための措置を講じた。だが、その過程での拙速さは否めず、2006年前半の交渉初期には反対運動の激化を招いた。それでも、韓米FTA締結支援委員会の立ち上げなどの国内対策への取り組みや先鋭化した反対運動と国民の意識との乖離もあって国内の韓米FTAに対する反感は次第に薄らぎ、約10カ月の短い交渉期間の末2007年4月に妥結をみた。アメリカの自動車関税撤廃とコメの除外を勝ち取った反面、牛肉は15年間での関税撤廃を余儀なくされた。

短期的な影響に関しては、高い関税を維持する韓国側に不利との直観に反して、韓国のほうがより多くの利益を得るとの結論を得ている。これは、韓国での輸出に対する関税払い戻しを考慮しての計算の結果であり、この払い戻し制度がFTAに伴う韓国内への輸入増加を緩和することが示されたかたちである。第三国への影響は、日本が最大（韓国市場で2億9000万ドル）であり、次いでEU、中国の順である。品質の差を考慮した計算

では、韓国市場においては中国、ASEANなどの影響額が縮小し、アメリカ市場でも中国の受ける影響額が縮小することが示され、これら諸国の産品と先進国産品との間に一定のすみわけが存在することが示唆された。長期的には、年0.6ポイントの成長加速が見込まれるが、農業での雇用減は避けられない見通しである。バラマキが懸念される農業支援も直接支援に限って言えばむしろ不足が心配される。

2007年春の韓米FTA妥結後の批准への動きをみると両国ともに難航を強いられている。韓米両国ともその大きな影響に逡巡しているようにもみえる。アメリカ側では牛肉、自動車で不満がくすぶり、自動車については現在も焦点となっている。韓国側ではアメリカ産牛肉輸入への反対が強まり、韓米FTA自体へも支持が低下したことがあった。ただ、2008年の世界同時不況後の景気後退に際しては景気浮揚の観点から韓米FTAを推進する動きが韓国の政府・与党を中心に浮上している。これと前後して韓米FTAに対する与野党の見解差が鮮明となり両者の間の対立も激化したが、2008年10月に再提出された批准案は2009年4月に国会統一外交通商委員会を通過し、本会議での審議を待つところである。

韓米FTAが競争関係にある第三国に少なからぬ影響を与えることになるのは本章でみたとおりだが、FTAが発効するとその影響は現実のものとなる。これはかえって世界の貿易自由化を進めるひとつの起爆剤として作用するかもしれない。2007年春の韓米FTA妥結の際、諸外国は韓国の思い切った決断に対して一様に驚きを表した。韓米FTA妥結のドミノ効果によって韓EUFTAなどの交渉に弾みがついたし、日中両国は交渉の再開や開始に対する関心を表明した。第三国が新たに韓国をはじめとする相手先とのFTA構築に乗り出せば別のドミノ効果が発生し、世界のFTAネットワークは一層のひろがりときめ細かさをみせていたことであろう。

韓米FTAが妥結してから既に2年以上が経過したが、韓国はいまだそれを批准できずにいる。韓国が韓米FTAの批准をためらう時間が長くなればなるほど妥結時に諸外国が韓国に対して感じた新鮮な驚きは色褪せていき、ドミノ効果を通じた好循環の広がり是不発のままにとどまるである

う。FTA の貿易創出効果に着目した景気対策など自国の経済的利益ばかりでなく、世界の貿易自由化促進や韓国の他国に対する影響力の維持・向上も考え合わせた上で、韓米 FTA を批准、発効に持ち込む韓国の英断を期待したい。

〔注〕

- (1) 本章の記述は奥田[2007]によるところが大きい。その後の事態の推移に合わせて適宜加筆、修正、要約などの再構成を施してある。経緯や協定内容など過去に関する事柄などについての詳細は同書を参照されたい。
- (2) 2007年2月25日の韓米国防相会談で、韓国軍の戦時作戦統制権は2012年4月7日に韓国へ返還されることとなった。韓国側は統制権返還時期を2012年と主張してきた。
- (3) 韓国政府は韓米 FTA の推進が拙速であるとの批判に対して対外経済委員会と対外経済長官会議をそれぞれ7回、36回開催し、韓米通商長官会議も6回開催して交渉の可能性、戦略、予想争点などについて点検したと主張している。韓米 FTA 締結支援委員会[2006: 5]を参照。通常この種の会議が行われる際には配布資料の基礎となる調査研究が行われる。
- (4) アドレスは http://www.fta.go.kr/user/fta_korea/kor_usa.asp?country_idx=19, 2009年9月1日アクセス。
- (5) 貿易促進権限とは、行政府が議会から通商協定の交渉権限を与えられ、議会は迅速な審議によって通商協定を一括して承認とするか不承認とするかのみを決する仕組みである。議会が通商協定の個々の内容の修正を求めると外国との再交渉などで批准までの時間がさらに延びるが、このような修正を省略して批准までの時間を節約するところに貿易促進権限の意義がある。
- (6) 2006年10月26日から11月8日までのソウルでの聞き取り調査による。国民経済諮問委員会傘下の対外経済委員会における議論であったとのことである。
- (7) 映画についてアメリカは、アジア諸国での韓流ブームが高まる現状で韓国が保護を維持する必要はないとし、自ら比較優位をもつ映画売り込みを狙った。韓国では外国からの文化的干渉への拒否感が依然根強かったためにスクリーンクォータ縮小は民族感情に根ざした反対運動を呼びかねず、4大前提条件のなかでも最も慎重に取り扱われた。クォータ縮小が決まると俳優など映画関係者とその支持者による反対運動が起き、その後の反対運動の一つの核を形成した。
- (8) 当初2007年3月末とされていた交渉期限が急遽2日間延長されたのは、TPA 時限に基づく交渉期限の再解釈が行なわれたからである。TPA 時限に基づく交渉期限はアメリカ東部標準時の4月1日(日曜日)24時(韓国時間4月2日(月曜日)13時)であったが、韓国外交通商部は交渉結果の報告を受けるアメリカ議会の期限内最終業務時間、すなわちアメリカ東部標準時3月30日(金曜日)18時(韓国時間3月31日7時)を事実上の交渉期限とする立場であった。しかし、当初の期限を迎えても交渉がまとまらず、アメリカ側も期限延長に同意したため、交渉期限の2日間延

- 長が決まった。
- (9) 通貨スワップ枠の設定とは、中央銀行間に一定額の範囲内で互いの通貨を引き出すことのできる限度額を設定することである。韓米通貨スワップの場合では、300億ドルの範囲内で韓国銀行がアメリカのFRB（連邦準備銀行）から米ドル資金を借りることができることになった。このことは米ドルを発行するFRBが韓国通貨当局の後ろ盾となったことを意味する。それまでウォン安・ドル高を予想して韓国外国為替市場で執拗なウォン売りドル買いを行ってきた投機筋から見れば突如強力なドル売り勢力が現れた形となる。このため、韓米通貨スワップ枠設定の報とともに市場での投機的な動きは影を潜めるにいたった。
- (10) 与党ハンナラ党による韓米FTAの単独国会上册には、それに反対する民主党など野党議員が猛反発、国会内での乱闘騒ぎが起きている。『朝鮮日報』2008年12月21日付。「'対置国会' 5大争点常任委 ①外通委」を参照。
- (11) 文化放送の「PD手帳」という調査報道番組の「緊急取材！ 米国産牛肉，狂牛病から守られているか」というタイトルでの放映。「PD手帳」は、黄禹錫ソウル大教授グループのES細胞論文に対する疑問を最初に提起した番組としても知られる。韓国における不条理を暴くセンセーショナルな報道姿勢が度々物議を醸している。
- (12) 2008年6月10日の集会では主催者発表で100万人が参加した。牛肉輸入反対運動では、乳児を乗せた乳母車を押す主婦の一群が集会に出現したことや、小学生の参加などが話題となった。
- (13) 医薬品、繊維、貿易救済、サービス・投資の一部分野などの争点については、奥田[2007: 48-53]でも扱っている。
- (14) 韓米FTAでは、これら品目の関税コード分割によって韓国は一部用途・品種についての保護継続や長い猶予期間を獲得した。例えば、ジャガイモと大豆は食用と加工用にコードが分割され、前者については関税割当（割当超過分については現行関税賦課）という形で保護が継続されることになった。
- (15) 最終協定文の全文は韓国外交通商部の次のサイトより入手可能である。http://www.mofat.go.kr/mofat/FTA/kor_0707/kor_list.htm（2009年2月13日アクセス）
- (16) 輸出品生産に用いるの輸入原材料にかかる関税を払い戻すあるいは免除する制度は途上国で広く見られるが、こうした制度の存在を明示してFTAの影響を分析した研究としては、楊平燮他[2007]がある。この研究では中国の輸出の多くを占める加工貿易輸出品に対する輸入原材料関税の免除または事後の払い戻しを考慮すると韓国の実質関税率は中国よりも高いことを示した。
- (17) 対外経済研究院他[2007]にもあるように、この6.0%増加というのはFTA締結10年後の数値である。この場合、FTAを締結した場合としなかった場合のGDPを比較するわけだが、これを毎年の成長率に引き直すと $1.06^{(1/10)} \times 100 - 100 = 0.6\%$ となる。つまり、毎年GDP成長率が0.6ポイント加速するということを意味する。
- (18) FTAとは関係のないところで起こる生産性向上の効果がFTAの効果としてカウントされていないかについても十分な注意が必要である。例えば、FTA締結国以外との貿易経験や投資流出入がもたらす生産性向上効果などが混入していないか、などである。各種推計において、推計者は過去の研究成果を参照しながら生産性向上幅を慎重に定めていると思われるが、生産性上昇幅の設定如何でFTAの効果に関する

る推計値は大きく変わる。推計値をみるうえではこのことを参考にすべきである。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

奥田聡[2007]『韓米 FTA—韓国対外経済政策の新たな展開』, アジア経済研究所。

〈英語文献〉

Choi, I. and Schott, J. J. [2001] “Free Trade Between Korea and the United States?”,
Institute for International Economics.

〈韓国語文献〉

関係部署合同[2007]「韓米 FTA 詳細説明資料」。

企画財政部 FTA 国内対策本部[2008]「韓米 FTA 関連 主要内容および国内補完対策」。

キムジョンホ, イヨンホ[2007]「韓米 FTA 農業部門国内補完対策討論会結果」, 農村経済研究院。

対外経済政策研究院・労働研究院産業研究院・農村経済研究院・海洋水産開発院・情報通信政策研究院・放送委員会・韓国文化観光研究院・金融研究院・保健産業振興院・韓国開発研究院[2007]「韓・米 FTA ノ経済的效果分析」(国会韓米 FTA 特別委員会報告資料)。

楊平燮・李章揆・朴炫貞・呂智娜・裴升彬・趙顕竣[2007]『韓中交易ノ特殊性ト韓中 FTA ニ対スル示唆点』, 対外経済政策研究院。

鄭仁教[2002]「韓・米 FTA ノ主要イシュート政策示唆点」, 『世界経済』1 月号 88~94 ページ, 対外経済政策研究院。

韓米 FTA 締結支援委員会[2006]「韓米 FTA, オ聞キニナリタイコトガアリマスカ?」。
サムスン経済研究所[2007]「韓米 FTA と企業の機会活用」。

外交通商部[2007]「韓米 FTA 分野別最終交渉結果」。